

第5 ごみ減量・リサイクルの推進

1 京都市循環型社会推進基本計画（2009-2020） みんなで目指そう！ごみ半減！ 循環のまち・京都プラン

本市では、平成 15 年 12 月に「京都市循環型社会推進基本計画 ～京（みやこ）のごみ戦略 21～」を策定し、それ以降、家庭ごみ有料指定袋制の実施などにより、計画の目標を大きく上回るペースでごみの減量を着実に進めてきた。

しかしながら、今後もこのまま同じ量のごみが排出されれば、埋立処分地があと 30 年ほどで埋まってしまうこと、また、社会的にも、低炭素社会及び循環型社会の構築に向けた取組の強化が求められていることから、平成 21 年 12 月に受けた京都市廃棄物減量等推進審議会からの答申を踏まえ、平成 22 年 3 月に、「京都市循環型社会推進基本計画（2009-2020）」（以下、「基本計画」という）を策定した。

(1) 計画策定の趣旨

本市のごみの現状や社会的な動向を受けて、循環型社会、低炭素社会を構築するために、ピーク時からのごみ量の半減を目指す挑戦的な目標を掲げ、市民や事業者の皆さんと一緒にごみ減量や再資源化に取り組んでいこうとするものである。

計画の位置付け：一般廃棄物処理基本計画としての位置付けに加え、循環型社会、低炭素社会の構築を目指す計画として策定する。

計 画 の 期 間：平成 21（2009）年度から平成 32（2020）年度

(2) 計画の基本理念

京都のまちに今も息づく、しまつの心や門掃き、打ち水といった古きよき伝統や暮らしの美学といった、「市民力」や「地域力」を総結集して、「京（きょう）からみんなで環境にええことしましょ！」を合言葉に、「世界をリードする環境モデル都市・京都」の実現を目指す。

(3) 取組目標

平成 32（2020）年度の市受入量を平成 12（2000）年度のピーク時と比べて半分以下の 39 万トンとし、ごみ大幅に増える前の昭和 40（1960）年代と同様の水準まで減らすことを目標としている。

また、市受入量については、市民の皆さんにより身近なものとしていただくため、一人一日当たり排出量も示している。

計画に掲げる目標数値一覧

	平成 20(2008)年度 策定時＝基準	平成 32(2020)年度 最終目標	基準年度比
市受入量	57 万トン	39 万トン	(△32%)
一人一日当たり排出量	1,070 グラム	750 グラム	
再生利用率	18%	31%	(+13 ポイント)
市処理処分量	55 万トン	36 万トン	(△35%)
市最終処分量	9.2 万トン	2.8 万トン	(△70%)

(4) 目標達成のための 3 つの基本方針と 9 つの基本施策

ごみになるものの発生抑制から、リサイクル、適正処理・エネルギー回収に至るまでのごみの処理の流れの各段階に沿って、3 つの基本方針と 9 つの基本施策をまとめ、基本施策の下には計 41 の推進項目を掲げている。

基本方針 1 そもそもごみを出さない

～しまつの心を大切にした京都流のエコスタイルな暮らしによるごみ減量の推進～

基本方針 2 ごみは資源、可能な限りリサイクル

～地域の特性を活かしたごみを資源に変えるリサイクルの推進～

基本方針 3 ごみは安全に処理して最大限活用

～ごみは安心・安全な適正処理とエネルギー回収の最大化による温室効果ガスの削減～

(5) 5 つの重点戦略

本市の現状から浮かび上がった課題に対応するため、5 つの方策を「重点戦略」として掲げ、複数の推進項目を融合し、強力に推進していく。

ア 包装材削減推進京都モデル

イ 事業ごみの減量対策

ウ イベント等のエコ化の推進

エ 多様な資源ごみの回収の仕組みづくり

オ バイオマスの利活用

(6) 施設整備計画

更なるごみの減量や再資源化により、次の 3 つの項目を実現する。

- ・平成 25 年度当初には、クリーンセンターを 4 工場体制から 3 工場体制に移行する
- ・東部山間埋立処分地を 70 年以上使用可能にする
- ・南部クリーンセンター第二工場にバイオガス化施設を併設する

(7) 計画の推進

市民や事業者の皆さんはもとより、京都のまちで活躍する関連団体の皆さん、学生や観光客の皆さんとも連携を深め、オール京都の取組を展開する。

また、進ちょく管理については、ごみ処理コストなど、ごみに関する情報を分かりやすく誰でも入手しやすい方法で公表していくなど、情報の「見える化」を推進していく。

(8) 行動計画の策定

ごみ量をピーク時の半分以下に減らす目標の達成に向けて、基本計画に掲げている 41 の推進項目について、今後 5 年間の具体的な実施スケジュール等を盛り込んだ行動計画（アクションプラン）を平成 23 年 3 月に策定した。

ア 行動計画の期間

平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度まで

イ 行動計画の構成及び進ちょく管理方法

基本計画に掲げる 41 の推進項目について、具体的な事業等の実施計画を示している。さらに、各取組の進ちょくをわかりやすく把握し、評価するための指標（実施目標、モニタリング指標及び成果目標）を設定している。

また、41 の推進項目の実施目標及び実施計画の進ちょく状況、各取組の進ちょくを把握するため、指標の推移と評価・検証結果をとりまとめ、京都市廃棄物減量等推進審議会に報告し、必要に応じて行動計画の見直しを行い、とりまとめ結果を公表することとしている。

ウ 41 の推進項目の実施目標及び実施計画

基本計画に掲げる 41 の推進項目ごとに、具体的な事業等の実施計画を示している。

また、「レジ袋削減協定参加事業者数」、「使用済てんぷら油の回収場所」など、各取組の実績について、数値化可能なものは実施目標として設定している。なお、実施目標の目標値については、取組内容に応じて当面の目標として設定している。

エ モニタリング指標及び成果目標

実施目標を設定することが困難であるものの、継続的に数値の推移を追うことにより、各取組の進ちょくを把握するためのモニタリング指標を設定している。

また、基本計画に掲げる 5 つの重点戦略について、進ちょくを把握するためのごみ量に関する成果目標を設定している。

2 京都市バイオマス GO! GO! プラン ～京都市バイオマス活用推進計画（2011-2020）～

バイオマス（生物由来資源）である生ごみと紙ごみは燃やすごみの約 7 割を占めており、京都市循環型社会推進計画（2009-2020）では、間伐材や剪定枝等も含めたバイオマスの利活用を重点戦略のひとつにあげている。

そこで、京都市バイオマス活用推進会議における議論を踏まえ、環境負荷の少ない持続的社会的な実現、農林業の振興をはじめとする地域の活性化、バイオマス活用を軸にした新しいライフスタイルの定着を目的とし、平成 23 年 3 月に、京都市バイオマス活用推進計画（2011-2020）を策定した。

なお、本計画は、バイオマス活用推進基本法第 21 条第 2 項に規定される市町村バイオマス活用推進計画としても位置付けられる。

(1) 計画の目的

- この計画では、京都市内に存在するバイオマスの活用により、
- ア 環境負荷の少ない持続的社会的な実現
 - イ 農林業の振興をはじめとする地域の活性化
 - ウ バイオマス活用を軸にした新しいライフスタイルの定着を図るための道筋を示す。

(2) 計画の期間

2011（平成 23）年度から 2020（平成 32）年度までの 10 年間

(3) 目指す未来像 ～自然環境を気遣う「環境にやさしいまち」の実現を目指して～

豊かな森林資源、伝統文化、進取の気性と創造の力など、京都のまちがもつ「市民力」や「地域力」を総結集し、バイオマスの活用を積極的に推し進めることで、長期的（2050（平成 62）年度まで）には再生可能なエネルギー資源を基盤とする未来を視野に入れ、最初の 10 年間で、自然環境を気遣う「環境にやさしいまち」の実現を目指す。

(4) 数値目標

京都市内に存在するバイオマスの利用の度合いを示す「バイオマスの総利用率」を、2020（平成 32）年度には 55 パーセントまで高めることを目標とする。

(5) 重点バイオマス

「木の文化を大切にすまち・京都」は、「木を無駄にしない」を合言葉に、「木」を徹底的に活用する。また、「木」に加え、市民、事業者及び行政の協働による取組の推進が必要な、「紙ごみ」、「食品廃棄物」及び「廃食用油」の 3 つのバイオマスの活用により、特に力を入れる。

(6) 目標達成のための方針及び施策

計画の目的を基本方針とし、11 の基本施策のもと、37 の推進項目（具体的施策）を実施する。

3 家庭ごみ減量・リサイクルの推進

(1) ごみ減量推進会議の活動

循環型社会の構築に向けごみ減量化の取組を展開していくためには、市民、事業者、行政が協力・連携し取り組むことが不可欠であることから、自発的なごみ減量活動の推進を図ることを目的として、平成 8 年 11 月「京都市ごみ減量推進会議」を設立した。

市役所前フリーマーケットの開催、給食用牛乳パックをトイレトペーパー（めぐレット）にする事業を行うほか、市民の循環型社会構築に向けた活動を助成する「市民公募型パートナーシップ事業」や、事業者向けの「秘密書類リサイクル事業」等を実施している。

また、ごみ減量化の上流対策である、そもそもごみを出さない 2 R（発生抑制・再使用）

を重視した2R型エコタウン構築事業として、市内の修理店舗を紹介するサイト「もっぺん」の運営、エコ商店街事業、レジ袋削減をはじめとする容器包装削減等の取組も行っている。

さらに、小学校区を基本単位として、地域住民により組織され、地域におけるごみ減量活動の核となる「地域ごみ減量推進会議」の設立及び支援を行っている。「地域ごみ減量推進会議」は、平成24年10月1日現在で157団体あり、使用済てんぷら油の回収、フリーマーケット・バザーの開催、環境学習会や施設見学会の実施、地域のお祭り等イベントのエコ化等の活動を行っている。

(2) 生ごみ堆肥化等の活動支援

平成18年度から、家庭ごみの約4割を占める生ごみの減量化を図るため、電動式生ごみ処理機及び生ごみコンポスト容器を購入する費用の2分の1を助成している（上限は、電動式生ごみ処理機：3万5千円、生ごみコンポスト容器：4千円）。ただし、平成23年度から、過去に助成を受けた方（過去5年に助成を受けた方を除く）は、購入費用の3分の1を助成している（上限は、電動式生ごみ処理機：2万5千円、生ごみコンポスト容器：3千円）。平成23年度の助成実績は、電動式生ごみ処理機が206台、生ごみコンポスト容器が42台である。

コミュニティ単位で共同利用する生ごみの堆肥化装置を市が設置して地産地消の資源循環に取り組む「コミュニティ型堆肥化モデル実験」を平成20年度から実施し、実験終了後も継続、拡大しており、平成23年度は2地域で実施した。

さらに平成22年度から新たに市民団体が生ごみや落ち葉などの堆肥化の活動を行なう場合に、経費のうち5万円を上限に助成する制度を創設し、平成23年度には登録から3年間限定で2年目以降は1万円を上限に助成する制度に改正した。平成23年度の助成実績は、新規が24団体、既存が32団体である。

(3) 生ごみ3R推進事業

ピーク時からごみ量の半減を目指すという目標を達成するため、ごみの約4割を占める生ごみについて、食べ残しや手つかず食品の排出を減らし、水切りを徹底するといった家庭や事業所における生ごみの減量を意識したライフスタイル、ビジネススタイルへの転換と定着を図る必要がある。

このような状況を踏まえ、平成23年度から本事業を実施し、生ごみ減量に関するタブロイドを市民しんぶん区版に挟み込んで全戸配布し、生ごみ減量に関するホームページを開設するなど、啓発を実施している。

平成24年度には、親子向けの生ごみ減量啓発媒体（下敷き）を全市立小学校の小学4年生に社会見学に合わせて配布し、また、「(食材の)使いキリ」、「食べキリ」、「水キリ」の三つのキリを合言葉に、生ごみ減量運動を展開している。

(4) バイオディーゼル燃料化事業（使用済てんぷら油回収）

家庭等から排出される使用済てんぷら油をバイオディーゼル燃料に精製し、ごみ収集車や市バスの燃料として利用する取組を平成9年度から実施している。平成16年6月からは、日量5,000リットルの精製能力を有する廃食用油燃料化施設が稼働しており、年間約130万リットルのバイオディーゼル燃料を精製し、これをごみ収集車138台、市バス93台の燃

料として活用しており、年間 3,400 t の CO₂ 削減に寄与している。

家庭からの使用済てんぷら油の回収を平成 9 年 8 月から開始し、回収を実施している団体や個人に対して回収専用のポリタンクやのぼりを貸与し支援を行っている。また、平成 19 年度から回収実施団体等へ拠点数に応じた定額制の助成金制度を導入している。

平成 24 年 3 月末現在の回収拠点は、市内全学区（220 学区）の 1,647 拠点、回収量は約 20 万リットル（平成 23 年度実績）である。

(5) コミュニティ回収制度

多様なごみ分別、リサイクル機会の拡大を図るため、町内会等の地域団体が、ごみの発生抑制や資源回収の意義をお互いに意識し合い、古紙や缶・びんなどの資源を自主的、継続的に回収してリサイクルできるような新しいかたちの集団回収である「コミュニティ回収制度」を平成 16 年 9 月に創設した。平成 18 年度からは「家庭ごみ収集における有料指定袋制」の導入に伴い、市民のリサイクル活動のより一層の支援を図るため、定額制による助成金制度を導入している。平成 16 年度末に 26 団体であった登録団体数は年々増加を続け、平成 24 年 3 月末現在の登録団体は 1,981 団体である。

(6) 不用品リサイクル情報案内システム「いつでもフリーマ!!」

平成 9 年 4 月から、家具や電化製品など不用になった品物を、電話やファックス等で市民に情報提供する「不用品リサイクル情報案内システム」を運用してきた。

平成 20 年 3 月に、本システムをリニューアルし、「いつでもフリーマ!!」として新たに運用を開始している。「いつでもフリーマ!!」では、不用品の登録や品物の情報収集がインターネットでも可能となるほか、電話で品物名を言うだけで簡単に不用品の登録や譲り主の連絡先の確認ができる「音声自動認識システム」を導入している。

制度開始	平成 9 年 4 月
交換成立件数	64 件（平成 23 年度）
アクセス件数	11,554 件（平成 23 年度）

(7) イベント等のエコ化の推進

イベントの開催に伴う環境負荷の低減と、イベントに関わるすべての人に対する環境保全意識の啓発を図ることにより、市内で開催されるすべてのイベントで「エコ化」に取り組む風土を醸成することを目指している。

平成 22 年 10 月に「京都市エコイベント実施要綱」を策定し、イベントのエコ化を推進するためには、イベント主催者が、ごみの分別や公共交通機関による来場の促進などのエコ化の取組を積極的に実践する必要があることから、「京都市認定エコイベント」への登録制度やリユース食器利用促進助成制度を実施している。

(8) レジ袋削減に向けた取組

平成 19 年 1 月、事業者、市民団体、京都市レジ袋有料化推進懇談会及び京都市との四者で「マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減等に関する協定」を締結し、その削減を

進めている。第1回協定締結から5年余りを経て、協定参加事業者は16事業者（3商店街）に広がり、その取組を支援する市民団体の数も13団体となった。協定締結により、京都市内におけるレジ袋削減・マイバッグ持参に関する取組の輪が着実に広がっている。

(9) 京(みやこ)の環境みらい創生事業

環境分野における優れた技術シーズや斬新なアイデアを公募し、実用化に向けた研究開発等を支援することにより、先進技術・サービス・情報の集積を図るとともに、更なる「低炭素社会」、「循環型社会」の構築に向けた取組を推進している。

助成事業	6件（平成23年度実績）
対象事業	・ 新技術，新製品の開発 ・ 在来技術，在来製品の開発・改良 ・ 試作品等の商品化等に向けた開発
助成期間	最長3年間
助成額	1件当たり10,000千円以内（全助成期間を通じた総額）
対象者	・ 市内に事業所（研究機関を含む。）を有する，若しくは市内の事業者等と連携して事業を実施する企業，個人，特定非営利活動法人など ・ 本市の環境施策への貢献度が高いと判断される取組を実施する企業，個人，特定非営利活動法人など

(10) 各区環境パートナーシップ事業

平成19年度から、市民のごみ減量・リサイクルやまちの美化、低炭素社会の構築を目的とした身近な取組を推進するため、これらに寄与する自治組織や市民団体等と区役所が協働して実施する取組に対し、助成を行っている。平成23年度の実績は25件である。

(11) 環境施設見学会「ごみ減量エコバスツアー」

暮らしに身近なごみ問題を見つめ直し、市民の更なるごみ減量や分別・リサイクルについての理解を深めるとともに、現在のライフスタイルを見直すきっかけとするため、ごみ処理・再資源化施設を見学するバスツアーを開催している。各家庭から日々排出しているごみの行方や廃食用油などの各拠点回収事業で回収している資源物の再資源化の過程を見学するための移動手段を確保することで、市民に気軽に参加してもらえる見学会としている。

事業開始	平成20年11月
開催件数	67件（平成23年度）
参加者数	1,385人（平成23年度）

(12) KYOTOエコマネー

市民一人ひとりのごみ減量に対する関心を高め、使い捨てが当たり前の生活から「ものを大切にする」ライフスタイルへの転換を図るため、「ごみを減らす行動」をとると、地域通貨として、「エコマネー」（スタンプ）を得られる仕組み「KYOTOエコマネー」を、平成23年8月に創設した。平成23年度は、市内のコーヒーチェーン店等と連携し、8月1

日から 12 月 28 日までの間、カフェなどでマイボトルを使って飲み物を購入した際に、エコマネーを付与した。参加者は延べ 2 万 5000 人以上となり、約 6500 人が商品交換を行った。

(13) 小型家電リサイクル事業

家庭からの使用済小型家電を回収し、製品に含まれているレアメタル等の有用金属のリサイクルを推進するため、平成 21 年 11 月から、環境省等と連携し、モデル事業を実施した。モデル事業は、平成 22 年 12 月をもって終了したが、本市独自の事業を継続し、回収を行っている。なお、平成 23 年 6 月から 12 月までの期間は、環境省よりモデル地域の採択を再び受け、事業を実施した。

有用金属を比較的多く含む携帯電話、デジタルカメラなど 34 種類の家電製品（縦横 15cm × 25cm 以下のものに限る。）を対象に、市内協力店、公共施設に専用の回収ボックスを置いて、使用済のものを回収し、中間処理（解体）後、レアメタル、貴金属、ベースメタル等へリサイクルしている。また、事業の周知を図るため、市役所前フリーマや京都サンガ F.C. ホームゲームなどのイベント会場にて回収する「イベント回収」を適宜実施している。

モデル事業初年度の平成 21 年度は 3,966 個（920kg）、2 年目の平成 22 年度は 5,320 個（1,051kg）、3 年目の平成 23 年度は 12 月までで 23,995 個（4,643kg）の使用済小型家電を回収した。

平成 22 年 6 月から回収拠点を 22 拠点から 50 拠点到拡大し（まち美化事務所の再編に伴い、平成 23 年 10 月からは 47 拠点）、平成 23 年 6 月から対象品目を 15 品目から 34 品目に拡大するなど、内容の充実を図りながら事業を継続している。

(14) 業者収集マンション等の分別指導

現在、市内にはごみの収集を民間の一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼しているマンション等が約 4,300 件ある。これらのマンション等については、平成 22 年 2 月からごみの分別方法等の届出制度を創設し、届出書の記載どおりに実施されているかを現場確認し、必要に応じて指導を行っている。

また、平成 22 年 4 月から資源ごみの分別義務を明確化、平成 22 年 6 月から透明袋での排出を義務化し、業者収集マンション向けの啓発チラシやポスターを活用した啓発を行い、マンション管理者を通じて住民に配布するなど、分別の徹底を図っている。

今後もマンションの管理者や居住者に対し、きめ細やかな啓発・指導を行っていく。

(15) 大型ごみリユースモデル実施

大型ごみとして排出される「家具」を分別収集し、修理可能なものを修理し、展示・販売するモデル実験を行っている。

平成 23 年 11 月から、一部の地域（市内約 1 割世帯）において分別収集し、平成 24 年 1 月から毎週土・日曜日に旧下京まち美化事務所において展示販売を実施している。

平成 23 年度は、収集した 337 個の家具のうち、136 個を修理し、修理できなかった家具についても、木製品はチップ化し、有効利用した。

(16) 移動式資源回収モデル事業

市民から「出し方に困る」と意見のある蛍光灯や刃物、塗料・溶剤、薬品類、使い捨てライターなどの有害・危険ごみや、古着や古紙といった資源物について、市民にとって身近な場所で回収する移動式の資源回収をモデル事業として実施している。

平成23年度は、まち美化事務所所轄区域ごとに1地域ずつ市内7地域で各地域とも土日を含む計3回、全体として計21回実施した。1,113名の市民が参加し、約9.3tの資源物や有害・危険物を回収した。

(17) 小学校の給食の生ごみの有効利用

京都市立小学校では、平成19年4月から、給食の生ごみを分別排出し、その一部を本市のバイオガス化技術実証研究プラントで、エネルギー生成実験の材料として活用してきた。

しかし、プラントの老朽化により給食の生ごみの受入れを停止したため、平成23年11月からは、民間再資源化施設に委託して飼料化を行っている。平成23年度は約54トンの生ごみを飼料化した。

また、平成24年8月から、小学校に堆肥化装置を設置し、堆肥化する取組を5校でモデル的に実施している。こうした取組を通じて、小学生への生ごみ減量、リサイクルに関する啓発を行っている。

(18) 紙ごみリサイクルの推進

紙ごみ対策として、スーパーの駐車場等のスペースを活用した不特定多数を対象とする新たな回収を平成24年度から実施するとともに、リサイクルの進んでいない雑がみの分別を促進するため、家庭で排出可能な雑がみの種類をイラストで明記した雑がみ保管袋を、平成24年8月からコミュニティ回収制度を利用する世帯に配布している。また、クリーンセンターに紙ごみの分別回収ボックスを設置し、市民の方が持ち込まれたごみの内、資源化可能な紙ごみを再資源化する取組を平成24年7月から実施している。これらの取組により、紙ごみの分別・リサイクルを推進する。

4 有料指定袋制とその財源活用事業等

(1) 有料指定袋制導入の経過

平成16年5月に、今後のごみ減量施策のあり方として「指定袋導入の具体的あり方」について「京都市廃棄物減量等推進審議会」に諮問を行い、複数の導入方式の効果等の比較、国や他の自治体等の社会的動向・市民意見など多角的な面から検討が加えられた結果、平成17年8月、「従量制有料指定袋制」を導入すべきとの答申を受けた。その後、この答申を尊重し、「循環型社会」、「低炭素社会」の実現に向けて、現在のライフスタイルを見直す契機とするとともに、ごみ減量・リサイクルの促進に資することを目的として、平成18年10月から、ごみの発生抑制に効果的な家庭ごみ収集における有料指定袋制を実施している。

平成22年8月には、「京都市廃棄物減量等推進審議会」において、これまでの有料化財源

の活用方法を検証するとともに、今後の活用方法のあり方について検討され、「有料化財源活用方法に関するとりまとめ」が行われた。

(2) 有料指定袋の容量及び価格

価格設定については、審議会の答申及び市民意見を踏まえ、燃やすごみ用指定袋については1リットル1円を基本として、資源ごみ用指定袋はその半額としている。市民の要望に応え、平成19年に燃やすごみ用20リットル袋を、平成20年に資源ごみ用10リットル袋を新たに追加している。

種 類	色	容 量	価 格
燃やすごみ	黄色半透明	45 リットル	45 円／袋
		30 リットル	30 円／袋
		20 リットル	20 円／袋
		10 リットル	10 円／袋
		5 リットル	5 円／袋
資源ごみ (缶・びん・ペットボトル) (プラスチック製容器包装)	無色透明	45 リットル	22 円／袋
		30 リットル	15 円／袋
		20 リットル	10 円／袋
		10 リットル	5 円／袋

(3) 有料指定袋制の実施に伴う財源の活用事業

有料指定袋制実施による手数料収入から必要経費を差し引いた有料化財源については、「循環型社会」、「低炭素社会」の構築に向け、ごみ減量・リサイクルへの取組支援、まちの美化の推進、地球温暖化対策の三つの柱立てに基づく事業に活用している。

ア 予算総括表（平成24年度予算）（単位：千円）

項 目	予算額
(歳入) ごみ処理手数料 (A)	1,855,200
(歳出) 有料指定袋制導入必要経費 (B)	677,400
基金取り崩し (C)	100,100
財源活用額 (A - B + C)	1,277,900

イ 財源活用事業一覧（平成24年度予算）

（単位：千円）

事業名	財源活用額
発生抑制，再使用の推進	60,400
ごみ減量普及啓発等	50,300
「京都市循環型社会推進基本計画（2009－2020）」進ちょく状況調査	3,700
ごみ減量推進会議の活動の推進	38,600
ごみ減量活動支援	129,800
資源物回収事業の推進	112,600
空き缶，空きびん，ペットボトルのリサイクルの推進	115,800
プラスチック製容器包装のリサイクルの推進	258,900
まちの美化活動への支援	17,200
不法投棄対策	3,000
太陽エネルギー利用促進事業	195,900
市民協働発電制度の創設	5,800
家庭部門における地球温暖化対策	58,800
次世代自動車普及促進事業	14,400
バイオマス活用推進	9,900
○「低炭素社会」「循環型社会」の構築に資する他局での活用事業	102,800
森の力活性・利用対策～地球温暖化防止森林吸収源対策～（産業観光局）	(57,800)
商店街街路灯LED化推進事業（産業観光局）	(10,000)
木質ペレット需要拡大事業（産業環境局）	(35,000)
○京都市環境共生市民協働事業基金（京都市民環境ファンド）への積立	100,000
合 計	1,277,900

(4) 製造・販売方法

有料指定袋の安定的供給のため，本市が適正量を管理し，入札により指定袋製造業者を選定のうえ，製造の請負契約を締結している。供給不足による販売店店頭での品切れ，指定袋の強度不足という事態を避けるべく，調達量・品質管理を厳密に行っている。

市民のごみ排出に支障がなく，かつ利便性を低下させないように，指定袋を販売する市内約2,000店舗の「指定袋取扱店」と手数料徴収事務委託契約を締結している。燃やすごみ用指定袋は5種類（45ℓ，30ℓ，20ℓ，10ℓ，5ℓ），各種10枚1セット，資源ごみ用指定袋は4種類（45ℓ，30ℓ，20ℓ，10ℓ），各種5枚1セットで販売している。

(5) 有料指定袋制の実施に伴う福祉対策

日常的に多くの紙おむつを使用する方については，ごみ減量に取り組むことに一定の制約が認められるため，平成18年12月から，本市福祉施策において紙おむつの支給を受けている方や新生児の保護者を対象に，一定数の燃やすごみ用指定袋を無償配布（手数料免除）している。また，平成19年4月から新たに，在宅医療で腹膜透析を実施している方を

対象に加えている。

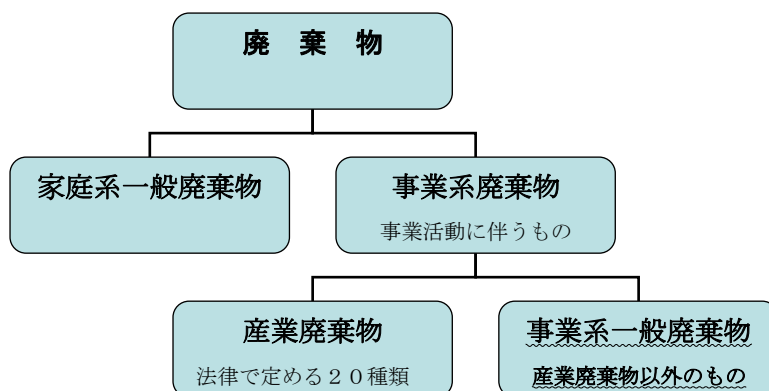
区分 \ 対象者	高齢者	障害のある方	新生児	腹膜透析実施者
平成 23 年度配布実績	2,443 名	436 名	7,293 名	112 名
燃やすごみ用指定袋の 配布枚数（30 リットル袋）	年間 60 枚 （最大）		40 枚 （1 回限り）	年間 30 枚 （最大）

5 事業ごみ減量・リサイクルの推進

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、廃棄物の種類や排出事業者の業種により分類される産業廃棄物以外のものであり、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。

排出事業者は、可能な限りリサイクルを行うほか、市の処理施設へ自ら搬入するか、又は市長から許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託する必要がある。

【廃棄物の種類】



(1) 事業ごみ排出事業者への普及啓発

事業ごみの更なる減量に向けて、事業ごみの排出ルールに関する知識、再資源化可能な廃棄物の分別の徹底やごみ減量への意識の高揚を図るため、排出事業者に対し、平成 21 年 3 月に作成した「事業系ごみの分け方・減らし方」冊子や平成 22 年 11 月に主に中小事業者向けに作成した「ごみの分別啓発パンフレット」、平成 23 年 7 月に創刊した事業ごみの排出ルール、減量方法、優良事例等を紹介するニュースレター「ごみゅにけーしょん」（年度内で 5 回発行、平成 24 年度も 5 回発行予定）等を活用した啓発を行っている。

また、平成 24 年度には、事業ごみや産業廃棄物など事業者が扱う廃棄物の内容を一冊に網羅したハンドブックを作成する予定である

(2) 事業ごみ減量に向けたワークショップ及び講習会の開催

中小事業者に対するごみ減量施策として、平成 23 年度に、京都三条会商店街振興組合に

において、商店街の加盟事業者や許可業者を対象としたワークショップを3回開催し、古紙共同回収など、関係者が連携してごみ減量に取り組んだ。

平成24年5月からは、ワークショップの議論を踏まえ、古紙共同回収を本格実施しているほか、イベントごみの分別啓発など、ごみ減量に向けた取組を継続している。

また、京都府生活衛生営業指導センター及び京都府料理飲食業組合連合会と共催で、飲食関係の事業者に対し、事業ごみ排出の基本ルールや、ごみ減量手法等を説明する講習会を2回開催した。

(3) 事業用大規模建築物の所有者への減量指導

事業用大規模建築物（事業の用に供する部分の延床面積が1,000 m²以上である建築物）の所有者に対し、廃棄物減量計画書と廃棄物管理責任者選任届の提出を求め、計画書の内容に関するヒアリングと廃棄物保管場所の分別状況の調査を兼ねて立入指導を行っている。平成24年10月1日時点での対象件数は2,201件である。

さらに、平成22年9月市会において条例改正を行い、平成23年4月から「事業用大規模建築物新築時の廃棄物減量計画書制度」を創設し、建築主に対し、建築段階からごみの減量の意識づけを図っている。

(4) 特定食品関連事業者に対する減量指導

平成23年4月に、食品リサイクル法に規定する食品関連事業者のうち、市内にある店舗、その他事業所の床面積の合計が3,000 m²以上の事業者に対し、事業系廃棄物の減量計画書の提出を義務付けた。また、減量計画書をもとに、順次各事業者を訪問し、取組状況の聴き取り調査及び減量指導を実施している。平成24年度の対象事業者は43社、841事業所となっている。

(5) 一般廃棄物処理業の許可

他人が排出した一般廃棄物の処理を受託して業として行うには、一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可が必要であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を行っている。

許可を与えた一般廃棄物処理業者に対しては、法令で定める一般廃棄物処理基準等の遵守状況を確認し、一般廃棄物の適正処理の確保のため、適宜指導を行っている。

また、平成23年4月から、一般廃棄物収集運搬業者の指導体制の再構築の一環として、全業者を個別訪問する巡回調査を実施するとともに、平成23年10月からは不適物搬入時の処分基準の明確化、遵守事項の制定及び自己PR制度の創設、平成24年4月からは優良事業者の認定制度を創設したほか、クリーンセンターにおける展開調査等による適正処理指導の強化を図っている。

【一般廃棄物処理業者数】

区 分	収集運搬業		処分業
	事業系ごみ	その他限定 (※)	
業者数	84	132	9

※ その他限定許可の内容

- ・ 魚あら 6 業者
- ・ ちゅうかい 2 業者
- ・ 実験動物の死体等 2 業者
- ・ 木くず 40 業者
- ・ 食品廃棄物 82 業者

(6) 許可業者搬入手数料の改定に伴う普及啓発

一般廃棄物収集運搬業許可業者が、排出事業者から収集したごみをクリーンセンターへ搬入する際の処分手数料については、従来から減額措置を行っていたが、事業ごみの減量・リサイクルの促進等の観点から、平成 17 年度末をもってこの減額措置を廃止した。

激変緩和のための据え置き期間 2 年間を経て、平成 20 年 4 月から同手数料の段階的な引き上げを行っており、平成 23 年 4 月に二度目の引き上げを実施した。

【業者収集ごみ処分手数料（許可業者搬入手数料）】

年 度	単 位	手数料(円)
平成 21 年度	100kg までごと	650
平成 22 年度		650
平成 23 年度		800
平成 24 年度		800
平成 25 年度		800
平成 26 年度		1,000

(7) 業者収集ごみの透明袋義務化

業者収集ごみについて、排出事業者の資源ごみの分別の徹底を図るとともに、危険物の混入を防ぐため、平成 22 年 6 月から透明袋による排出を義務化した。

平成 23 年 1 月からの経過措置終了後は、透明袋以外のごみに警告シールを貼付し、取り残すよう収集業者に指示するとともに、排出者に対し指導を行った結果、ほぼ透明袋で排出されている。

6 エ コ まちステーションによる事業の推進

平成 22 年 4 月 1 日から、地域における総合的な環境行政の拠点窓口をまち美化事務所から市民により身近な区役所・支所に移転開設し、愛称を「エ コ まちステーション」とした。

「ごみの減量・分別・リサイクルの推進」、「世界一美しいまち京都の実現」、「環境教育の充

実」「温暖化対策など総合的な環境行政の推進」の4つの柱を中心に事業を推進している。具体的な担当業務は以下のとおりである。

平成23年度は72,048件の市民相談があった。

(1) ごみの減量・分別・リサイクルの推進

- ア ごみの減量相談
- イ コミュニティ回収制度登録団体、使用済てんぷら油回収拠点、資源物回収拠点（資源デポ）、生ごみ・落ち葉など堆肥化活動助成団体の拡大
- ウ 地域ごみ減量推進会議の活動支援
- エ 業者収集マンションに対する分別指導

(2) 世界一美しいまち京都の実現

- ア まちの美化住民協定の締結推進
- イ 友・遊・美化パスポート事業
- ウ 不法投棄監視カメラの貸与事業

(3) 環境教育の充実

- ア 環境施設見学会「ごみ減量エコバスツアー」
- イ こどもエコライフチャレンジ

(4) 総合的な環境行政の推進

- ア エコドライブの推進
- イ 環境家計簿の普及啓発
- ウ エコ学区の活動支援

(5) その他

- ア 防鳥用ネット貸与など各種申請の受付
- イ 家庭ごみの減量，まちの美化に資する業務 など